

平成 2 3 年第 1 回定例会

森 町 議 会 会 議 録

1 月 会 議

平成23年第1回森町議会定例会1月会議会議録（第1日目）

平成23年1月31日（月曜日）

開会 午前 9時30分

休会 午後 1時38分

場所 森町議会議事堂

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 議長諸般報告
- 3 議案第 1号 平成22年度森町一般会計補正予算（第8号）
- 4 議案第 2号 平成22年度森町介護サービス事業特別会計補正予算（第4号）
- 5 議案第 3号 平成22年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算（第4号）

○出席議員（22名）

議長 22番 野村 洋 君	副議長 1番 青山 忠 君
2番 堀合 哲哉 君	3番 長岡 輝仁 君
4番 黒田 勝幸 君	5番 木村 俊広 君
6番 加藤 玲子 君	7番 宮本 秀逸 君
8番 川村 寛 君	9番 佐々木 修 君
10番 清水 悟 君	11番 坂本 元 君
12番 杉浦 幸雄 君	13番 中村 良実 君
14番 坂本 喜達 君	15番 菊地 康博 君
16番 服部 勝見 君	17番 三浦 浩三 君
18番 小杉 久美子 君	19番 西村 豊 君
20番 東 秀 憲 君	21番 前本 幸政 君

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町 長	佐藤 克男 君
副 町 長	増田 裕司 君
総務課 長	片野 滋 君
総務課 参事	佐々木 陽市郎 君
企画振興課 長	伊藤 昇 君
保健福祉課 長	佐藤 洋 君
保健福祉課 参事	成田 研造 君

住民生活課長	竹 内 明 君
環境課長	横 内 仁 司 君
環境課参事	木 村 哲 二 君
農林課長	山 田 仁 君
商工労働観光課長	金 谷 孝 己 君
建設課長補佐	岩 瀬 英 一 君
教育長	磯 辺 吉 隆 君
教育次長	香 田 隆 君
学校教育課長	芳 賀 幸 則 君
社会教育課長	澤 口 幸 男 君
体育課長	谷 口 方 規 君
生涯学習課長	中 島 将 尊 君
さくらの園・園長	釣 隆 吉 君
病院事務長	大久保 善 之 君
砂原支所長	輪 島 忠 徳 君
町民サービス課長	野 田 勝 正 君

○出席事務局職員

事務局長	本 間 一 男 君 (欠席)
事務局次長	藤 田 司 志 君
庶務係長	喜 田 和 子 君

○会議に付した事件

- 1 議案第 1号 平成22年度森町一般会計補正予算 (第8号)
- 2 議案第 2号 平成22年度森町介護サービス事業特別会計補正予算 (第4号)
- 3 議案第 3号 平成22年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算 (第4号)

開会 午前 9時30分

◎開会・開議の宣告

○議長（野村 洋君） ただいまの出席議員数は21名です。定足数に達していますので、議会在立しました。

平成23年第1回森町議会定例会1月会議は、森町議会会議条例第3条の規定により、本定例会の会期については1月1日から12月31日までの通年といたします。

ただいまから平成23年第1回森町議会定例会1月会議を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（野村 洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、18番、小杉久美子君、20番、東秀憲君を指名いたします。

◎日程第2 諸般の報告

○議長（野村 洋君） 日程第2、諸般の報告を行います。

例月出納検査報告は、別途閲覧に供しておりますので、説明を省略します。

地方自治法第121条の規定により、議長より説明のため会議に出席を求めた者及び本会に出席の議会職員は、お手元に配付のとおりであります。

次に、審議日数ですが、本日1日を予定しておりますので、議事運営にご協力をお願い申し上げます。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第3 議案第1号

○議長（野村 洋君） 日程第3、議案第1号 平成22年度森町一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（片野 滋君） それでは、議案第1号についてご説明いたします。

本案につきましては、平成22年度森町一般会計補正予算の第8回目となるものでございます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億2,219万4,000円を追加し、歳入歳出それぞれ94億3,294万9,000円にしようとするものでございます。

第2条の繰越明許費の補正及び第3条の債務負担行為の補正につきましては、それぞれ第2表、第3表記載のとおりでございます。

以下、6ページからの事項別明細書によりご説明いたします。今回の補正の主なものと

いたしましては、地域活性化交付金事業、きめ細かな交付金、住民生活に光をそそぐ交付金でございまして、事業の概要につきましては後ほど企画振興課長からご説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

まず、6ページ、歳入でございます。款14国庫支出金、項2国庫補助金、目5総務費国庫補助金1億3,047万8,000円につきましては、きめ細かな交付金1億1,003万1,000円、住民生活に光をそそぐ交付金2,044万7,000円を計上したものでございます。

款15道支出金、項2道補助金、目3衛生費補助金271万6,000円につきましては、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金でございます。

款18繰入金、項1基金繰入金、目1基金繰入金1,150万円につきましては、この後歳出でもご説明いたしますが、グリーンピア大沼地上デジタル放送対応アンテナ設備工事及びグリーンピア大沼客室用地上デジタル放送対応機器の導入に係る財源をグリーンピア大沼施設等整備基金から繰り入れしようとするものでございます。

款10地方交付税に戻りますが、今回の補正額の一般財源部分につきましては普通交付税の留保財源7,750万円を充当しようとするものでございます。

続いて、歳出についてご説明申し上げます。8ページをお開き願います。款2総務費、項1総務管理費、目4財産管理費1,150万円の補正につきましては、歳入でもご説明申し上げましたが、グリーンピア大沼に係る地上デジタル放送対応アンテナの設置及びテレビの購入でございます。

目12地域活性化対策費1億5,266万7,000円につきましては、きめ細かな交付金、住民生活に光をそそぐ交付金事業の中で、平成23年度に事業の繰り越しが想定されるものにつきまして本科目に計上しようとするものでございます。事業の詳細につきましては、資料ナンバー1、きめ細かな交付金実施計画及び資料ナンバー2、住民生活に光をそそぐ交付金実施計画を提出してございますので、ご参照願いたいと思います。

それで、ちょっと資料の説明をさせていただきますが、まずこの資料1のきめ細かな交付金事業の実施計画をごらんいただきたいと思います。資料の構成としましては、左側から一連番号を1、2、3と付してございます。続いて、所管する課、所管課が記載されております。右にいきまして、予算科目、計上しておる予算の科目をここに記載してございます。続いて、事業名、事業概要、事業費、さらに資料ナンバーとございますが、ここの資料ナンバーにつきましてはその個別事業の資料ナンバー、例えば4番のところでは1-1となっておりますので、4番の役場庁舎の関係につきましては1-1の資料をごらんいただきたいと、このようになってございます。

それで、内容でございますけれども、例えば、資料ナンバー1の議会所管の議会棟男女トイレ改修工事、事業はこのようになっておりまして、事業費は92万円、これの予算の計上科目が総務費、項1総務管理費、目12地域活性化対策費の需用費に計上してございます。この地域活性化対策費に計上したということは、先ほどもご説明申し上げましたが、22年度中に執行ができないだろうということを想定して23年度に繰り越すという事業について、

この目12地域活性化対策費に計上しておるものでございます。それと、例えばナンバー3、事業名が議会議場のデジタルレコーダー購入事業36万8,000円でございますが、この事業につきましては予算科目が款1議会費、項1議会費、目1議会費、節18備品購入費となつてございますので、これは22年度中、今年度中に執行が可能という判断をして各事業科目、この場合は議会費でございますが、議会費のほうに計上しておると。資料につきましては、このように見ていただきたいと思います。なお、資料2の住民生活に光をそそぐ交付金事業実施計画につきましても同じような内容で資料を提出してございますので、ご参照いただければと思います。

続いて、予算に戻りまして、10ページをごらんいただきたいと思います。款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費264万2,000円、目4老人福祉総務費785万円、これらの補正につきましては先ほどご説明申し上げました交付金事業でございます。

12ページをお開き願います。項2児童福祉費、目2児童福祉施設費84万4,000円の補正につきましては、学童保育施設の修繕費12万円、電子複写機借り上げ料4万4,000円、ガス給湯器及びストーブの購入としまして68万円を計上しようとするものでございます。

款4衛生費、項1保健衛生費、目3予防費543万2,000円につきましては、ヒブワクチン、それから小児用肺炎球菌ワクチン、子宮頸がんワクチン、これらの接種委託料502万6,000円、それと予防接種料助成金40万6,000円でございます。資料ナンバー3を提出してございますので、ご参照願います。

目6病院費につきましては、これにつきましても交付金事業でございます。資料のほうをご参照願いたいと思います。

14ページをお開き願います。款6農林水産業費、項1農業費、目9山村振興施設管理費27万円、款7商工費、項1商工費、目2観光費130万円につきましてもこれらは交付金事業でございます。資料1及び2をご参照いただきたいと思います。

款8土木費、項2道路橋梁費、目2道路橋梁維持費2,658万1,000円の補正につきましては、今後の除雪経費を見込み、除雪業務委託料、建設機械借り上げ料をそれぞれ計上しようとするものでございます。

続いて、16ページをお開き願います。款10教育費、項5社会教育費、目2公民館費31万5,000円の補正につきましては、森町公民館高圧コンデンサーを修繕しようとするものでございます。

以上、議案第1号 平成22年度森町一般会計補正予算の概要説明とさせていただきます。この後に地域活性化交付金事業の概要につきましても、企画振興課長よりご説明いたします。よろしくお願いたします。

○企画振興課長（伊藤 昇君） きめ細かな交付金、住民生活に光をそそぐ交付金に係る制度要綱並びに事業実施計画についてご説明いたします。別紙説明資料をご参照願います。

初めに、制度要綱であります。きめ細かな交付金制度要綱、住民生活に光をそそぐ交付金制度要綱の抜粋を提出しておりますので、ごらんいただきたいと思います。きめ細か

な交付金制度要綱（抜粋）であります。1、交付金の目的であります。平成22年10月8日閣議決定され、地方公共団体が作成したきめ細かな交付金実施計画に基づく事業に要する費用に対して国が交付するとなっております。2の交付対象者は、都道府県及び市町村であります。3の交付対象事業であります。地域の活性化ニーズに応じた事業を行うため、平成22年10月8日以降地方公共団体の予算に計上され、実施される事業となっております。4の交付対象経費であります。交付対象事業に要する費用のうち実施計画作成地方公共団体が負担する費用であります。

それでは、資料の2ページから7ページ、きめ細かな交付金実施計画によりご説明いたします。総務課長のほうからご説明あったものと重複いたしますけれども、ご説明させていただきます。交付予定額であります。1億1,003万1,000円でありまして、実施計画による事業は31事業、総事業費は1億5,258万1,000円であります。資料につきましては、事業名、事業概要、事業費、説明資料のあるものは別添となっておりますので、ご参照願います。

続きまして、住民生活に光をそそぐ交付金につきましてご説明いたします。制度要綱（抜粋）をごらん願います。1の目的であります。これまで住民生活にとって大事な分野でありながら光が十分当てられてこなかった分野、地方消費者行政、DV対策、自殺予防等の弱者対策、自立支援、知の地域づくりの事業を行うため地方公共団体の作成した実施計画に基づく事業に要する費用に対して国が交付金を交付するとなっております。2の交付対象者は、都道府県及び市町村であります。3の交付対象事業は、地方公共団体の前述いたしました各分野に係る事業でありまして、地方単独事業にあつては平成22年10月8日以降地方公共団体の予算に計上され、実施される事業となっております。4の交付対象事業は、実施計画作成地方公共団体が負担する費用となっております。

それでは、資料の2ページから4ページ、住民生活に光をそそぐ交付金実施計画によりご説明いたします。交付予定額であります。2,044万7,000円でありまして、実施計画による事業費は10事業、総事業費2,611万9,000円であります。資料につきましては、事業名、事業概要、事業費、説明資料のあるものは別添となっておりますので、ご参照願います。

なお、12月21日の全員協議会で各事業計画案をご説明いたしましたが、その後きめ細かな交付金実施計画の事業内容を精査をしまして本実施計画を策定したところがございます。また、住民生活に光をそそぐ交付金につきましては、1月20日に国における対象事業の基準が示され、1事業が該当しない旨通知があったことから本実施計画を策定したところがあります。

以上、説明とさせていただきます。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。

事項別明細書6ページから17ページ、歳入歳出一括で行います。

○13番（中村良実君） 11ページ、これは実質的に技術屋さんが今いないから質問してもだめかな。工事請負費の関係の砂原の公民館の改修工事についてちょっとお伺いしたいの

ですが、実はこれ資料を見ますと、現在あるやつそのままの防水シートでもってまた補修をするという考え方なのですけれども、この防水シートの屋根たくさんあるのです。今までやっているところでは、ほとんどが雨漏りしているのです。例えば役場の2階もそうですよね。それから、森の体育館、公民館、それから小さいところでは緑の家、それから国道のところにあります道の駅、こうしたところが防水シートでもって上をやっているのですが、ほとんどがやっぱり雨漏りするのです。ですから、この防水シートそのものというのはやっぱり考える余地があるのではなからうかなと、このような気がしているのです。私はそれよりも、これ決まったことだから、しようがないと言えばしようがないのかもしれませんが、これからやっぱり考えるときに屋根、一般家庭の屋根みたいにあの方法で屋根をかけたらいかがなものなのかなと。そして、勾配を1%もしくは2%ぐらいありますと多少の雪は滑る心配もありませんよね。もしどうしても雪が今年みたいに多いということも想定すれば、雪どめをつければいいわけですし、そのほうが私はむしろいいのかなと。どこの漏水しているところを見ても、今の防水シートそのものというのは壁の中に排水溝があるのです。これが、排水溝がどのようにしてつけるか私わかりませんが、その中のパイプが腐れてきて、腐食をしてきて雨漏りをしてくるというのが実態なのです。それらを考えますと、私は屋根のあの修繕方法を考えるべきだと、このように思っているのですが、技術者がおりませんよね、今日は。言いつ放しになるのかもしれませんが、そういうこと等も担当の課のほうでもってお話をさせていただいて、いかがなものなのかなと、そのような気がします。ただ、技術者がおりませんから、これ答えは今出てこないと思いますけれども、後ほどでも結構ですからこれは検討をしていただきたいと、このように思います。

○議長（野村 洋君） 中村議員、答弁いいのですか。

○13番（中村良実君） 技術屋さんがないから、どうしようもないでしょう。

○議長（野村 洋君） だれか答える方がいれば、とりあえずはどうなのでしょう。

暫時休憩します。

休憩 午前 9時53分

再開 午前 9時54分

○議長（野村 洋君） 休憩を解いて会議を再開いたします。

○建設課長補佐（岩瀬英一君） 中村議員のご質問にお答えいたします。

一般的に屋根の防水の工法でございますけれども、今議員がおっしゃられたシート防水、それから金属による防水、一般的な住宅のように勾配をつけて雪を落とす工法、さまざまございますけれども、シート防水につきましてもほかにも今漏水していない建物も多々あります。それで、今回の公民館のほうのあれはもう一度担当のほうと工法については十分協議したいと思っておりますけれども、一般的に屋根の工法の場合は置き屋根といいまして、庁

舎だとかそういうものについてはステンレスだとか、そういうものによる工法によっているのが多い工法でございます。体育館とかもステンレス防水でやっておりますので、そういうふうな予算的な制限もございますので、検討していきたいと考えております。

以上です。

○13番（中村良実君）　しょうがないと言えばしょうがないのでしょうかね、そういうふう
に設計しているわけですから。ただ、もう一つだけ、これ確認です。砂原の公民館、講堂
の屋根を今やりますよね。このときに排水溝は外に出るのですか、それとも今までどおり
の壁の間に挟まるということになるの。挟まるということはないかな。壁の中に入るとい
うことになるのですか。どちらでしょう。

○建設課長補佐（岩瀬英一君）　お答えいたします。

排水溝のいわゆるドレンというものが長期にわたって腐食して腐っているというお話は
私も聞いておりましたので、今の壁の中にそのまま入れて長期的に問題がないのかどう
か、その辺は検討して長期的に腐食の起こらないような方法を採用していきたいと考
えております。

以上です。

○13番（中村良実君）　確認です。今の答弁を聞きますと、排水溝でなくて排水管とい
うのですか。これ等は従来どおり壁の中に入れるという考え方ですね。外には出さないとい
う今の答弁でしたよね。そういう考え方でよろしいのですよね。

○建設課長補佐（岩瀬英一君）　お答えいたします。

私もこの建物、詳しく詳細はちょっと見ていない部分ありまして、もし壁の中に入れる
ことが将来的に支障が出てくるというふうな判断がなされれば、それは外部のほうを通し
て排水をスムーズにするというふうな方法も検討したいと考えております。

以上です。

○2番（堀合哲哉君）　11ページで、教育委員会の関係でお聞きしたいと思います。

図書の部分でございます。先ほど総務課長の説明の中であったように、いわゆる23年度
部分に入っていく予算の一つに交付金事業の中で図書費もなっております。そこでお聞き
したいのです。まさか森町の図書館に対する蔵書のといいますか、それを増やしていく、
そういう事業だと思うのですけれども、あるいは学校図書の中で100万もつけています。新
年度予算、いわゆる23年度の予算において、これをもって肩がわりするようなことは決し
てないですよね。これ確認しておきたい。

それから、もう一点、新聞報道で物すごく記事になって載りました。交付金事業の中に
当てはめようというお話も耳にしたことございます。いわゆる「こども武士道」の本の話
でございます。今教育委員会として、新聞報道も絡めてどのようなお考えを持っているの
か。そして、今回交付金事業で行われる図書費の中に「こども武士道」の本を購入する
ということは一切考えていないのか、その辺はつきり述べていただきたいと思うのです。

以上です。

○教育次長（香田 隆君） お答えいたします。前段の部分につきまして、私のほうからちょっとお答えをさせていただきます。

交付金の関係の図書購入費をもって新年度の図書の購入に充てるということは一切考えておりません。あくまでもこれは交付金の事業で、新年度予算は別に考えてございます。

それから、「こども武士道」をこの中で購入するかしないかというのは、うちのほうではこの予算につきましては、一般図書はもちろん図書館のほうで選定をして購入します。学校のほうの配分の予算につきましては、学校のほうの希望に応じて購入したいというふうに考えておりますので、そのように進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○2番（堀合哲哉君） 今前段の1問目の話はわかりました。これで肩がわりするようなことはしませんと、また同額でぜひ図書費をつけてください。

そして、後段の部分なのですが、図書を選ぶのは学校であり、あるいは町民の希望をとりながら図書館ではということございましたよね。そこで、これだけ話題になって、これだけ問題になったのだから、やっぱり考え方としては避けるという、そういう考え方は私はある程度いいと思うのです。結果的に図書館に100冊そろえましたとか、それはもう結果論であってみたいやり方をされると、結局どんな考えを教育委員会を含めてどうお持ちなのかというのを疑わざるを得ない話になるのです。ですから、希望であれば、それは数冊購入される場合もあるかもしれません。でも、これだけ話題をつくっているのですから、これは行政、教育行政としても避けると。ぜひ教育長、避けるという話ししてくださいよ。

それから、もう一点聞きたい。これは、教育長答弁でないです。町長答弁で聞きたい。教育委員会は独立機関、行政が、要するに役場組織、町長部局が教育委員会のすることについて、ああでもないこうでもないという口を入れるということ自体、極力避けるべきなのです。だから独立の組織をつくっているわけです。だから、今回のようなやり方は私はすべきではないと。ぜひ町長、教育に対していろんな思いあるというのは、町長だけではなくて町民皆さん持っています。でも、町長が絶えず教育委員会に対してすべて注文をつけたりいろいろするというは、やっぱりこれは改めるべきだ。なぜかといったら、施政執行方針で教育については教育委員会にゆだねるとはっきりうたったのでしょ、町長。ゆだねておきながら、それでは言うこと聞かないからといってやるのか、私わからないけれども、こういう姿勢は見せるべきではないと思うのですが、これは町長にお聞きしたい。

以上です。

○教育長（磯辺吉隆君） 堀合議員さんのご質問にお答え申し上げます。

新聞に出ましたけれども、「こども武士道」の本につきましては、これは買うか買わないかというふうなことでございますけれども、今回の交付金、これにつきましては先ほど次長のほうからもご説明申し上げましたとおり、それぞれ学校なり、あるいは図書館の自主的なそういう要望に応じて購入していくと、そういう基本的な方針であります。

それから、今町長に対してのご質問もありましたが、今回の「こども武士道」について

は、いきさつはございます。ただし、今回の交付金事業、本当に時間のない中でどうやったらいいかというふうなことで、本当に皆さんが汗を流しながら今回の議会を迎えたわけでございますけれども、そういう中でやはり時間のない中で、これは教育長の手腕もちょっと足りなかった部分もあるのでないかなと思います。短い時間の中でどうやってこれをきちっとするかというふうなこと、どういう経過があろうともこれはやっぱり委員会が自主的に判断して、どう段取りをつけていくかというふうなことだろうと思います。そういう意味におきましては、その段取りの仕方について大変お騒がせして申しわけなかったというふうなことで、この場をおかりましておわびを申し上げたいと、こういうふうなことで考えております。よろしくどうぞお願い申し上げます。

○町長（佐藤克男君） 今教育委員会のほうに私がとやかく言うべきではないとお話がありました。場合によっては、子供が1人自殺したかもしれないような大きい事件でございました。子供さんは母親の実家、函館に転校せざるを得ないような、そういう事件が起きていたのです。その中で私の提案でした。その提案をもって教育委員のほうから、これはこういう文書があるのでやめるべきではないかという提案があり、それに対して私も納得して、それはやめたほうがいいですねと。代案を持ってきたので、その代案についてもすこぶるいいですねということでもございました。

北海道新聞に出ていた記事でございます。これは、何か意図するものがあって書いたものだと私は思っております。北海道新聞、今おりますけれども、非常に私は悪意を持って書いていると。なぜそういうことがあったのかということも私に取材もなし、あの記事によれば私への批判ですけれども、であれば私に取材をして事実を書かなければいけない。あの新聞は、非常に事実に基づかない記事でございました。新聞記者たるもの、これは事実を書くというのが仕事です。そのために汗を流して取材をする。一番の張本人の私に取材を一切せずに書いたものでございます。あの記事については、私だけではなく名前も載っている先生たち、また教育委員長等々も激高しております。ですから、あの記事については、私は非常に遺憾を持っております。

また、今議員が言った、私は教育委員会にその子供の命にかかわるようなことあった場合には私のほうから今後も提案をして、そしてその中で教育委員会のほうでこれは否決すると、町長の言っていることでもこれはだめだというものに対して私はそれに従うと、それは当然のことでもございます。

また、議員が教育委員会に対してこの本は図書に載せるべきではないと、これも越権行為だと、私はそのように思います。それは教育委員会の、また図書を選ぶその部署にお任せするべきであって、議員がつべこべ言う話ではないと、私はそのように思います。私からも教育委員会のほうにこの本を選べ等々は一切申ししておりません。

以上でございます。

○2番（堀合哲哉君） 議場ですから、真実を言ってもらわなかったら困るわけです。張本人であるということをご自身の口で言っているわけです。何の張本人かという、新聞

報道を見るしか私はわかりません。その新聞報道を見た限りにおいて、張本人は町長であると今議場で認めたわけです。そうしたら、あの「こども武士道」という本について、買いなさいと町長は一言も言っていないなんていうことにはならない。教育委員会独自でその本をいじめ防止のために出してきたのですか。違うのではないですか。だから、本会議場でその経過を含めて曲げていってはだめですよ。だから、自殺防止のために「こども武士道」がどういう効果をもたらすのか、議会にも何もお話しされていないでしょう。本1冊で、それは深刻に悩んでいる自殺者を防ぐということは大切なこと。だけれども、それがなぜ「こども武士道」に結びつくのか。あの内容の観点とは全く結びつかないのではないですか。

何か今ここでマスコミに対して非常にまたお話しされましたけれども、結局はこのような状況を招いたのはマスコミでも何でもないので。行政そのものなの。だから、それに対する反省一かけらもなく、もう悪いのはマスコミで、私が発言するとおまえも悪いと、こんな感じになる。こんなばかげた話なのです、どこにも。だから、もっと冷静になってお考えください。原因はどこにあるのか。そして、森の子供たちの教育をどうするのか。そのことだと思う。町長は、今開き直りましたよ。どんどん教育委員会にも物申すと言っているの。ですから、こういうやり方をやっていると、もう教育委員会の存在なんて要らなくなる。町長一人いればいいわけです。その命令どおりに動けばいいわけ。そうではないと。だから、戦後の国づくりの中で教育委員会という独立組織をつくり上げていったわけです。最初のころは財源つきで教育委員会があった。数年でそれが姿消して財源を持たないと。だから、お金ないから全部予算づけは町長部局になると。そういう形の中で組織も弱体化していくのです。独立性も失う。でも、最低その辺のところは守っていただかなければ、これ大変な状況になりますよ。ですから、町長、今ご自身で認めたというのですから、あのような書かれ方をしてもそれは原因をあなたがつくっていると言っておきたいと思います。

議長、項目が変わりますので、引き続きよろしいですか。

○議長（野村 洋君） 何ですか。

○2番（堀合哲哉君） 項目変わりたいのですが。

○議長（野村 洋君） 項目変わっていいですけども、答弁何かあるようですから、ちょっと待ってください。

○2番（堀合哲哉君） 答弁聞いても、余り聞きたくないのだけれども。

○町長（佐藤克男君） もう一度言っておきます。私が提案をしたのです。提案をしたものに対して教育委員会は、それはいけないことだと否決したと。私が命令したわけではありません。提案したものに対して、教育委員会がそれはそぐわないというふうに否決したのです。ですから、非常に健全な私は組織だと思っております。そういうことがあって、町長も提案もできないというのもそれはおかしい話であって、議員の皆さんも提案する。この本は入れるなど提案をする。でも、提案と、それから圧力とは私は違うと思います。

ですから、私が提案したものに対して、教育委員会は教育委員4名ですか。そこでお話して、町長のほうにこれはこういう箇所があってそぐわないから、代案をもってこれでどうでしょうかというお話だった。ああ、それはそっちのほうがいいですねというふうになったのです。ですから、非常に健全な組織運営に私はなっていると思います。ただ、マスコミについてはきちんとした取材をして真実を、事実を述べる、これは私は当然のことであって、町民の皆さんも非常に危惧しております。また、町民の中から町長、あの「こども武士道」という本は非常にいい本だと、ぜひ採用してくれと私のほうに3人ほど来ました。でも、これは町長が命令することでも全く違うことだと。ですから、教育委員会がこれは決めることだというふうに私は明確に答弁しておりますことを申し添えておきます。

以上でございます。

○2番（堀合哲哉君） 項目を変えたいと思います。グリーンピアのかかわりでお聞きしたいと思います。ページ9です。グリーンピア大沼の関係においては、今民間によって運営がなされておまして、これは建物、土地を含めて森町のものでございます。それを使っていただいて、おおよそ2,000万ぐらいの1年間の使用料と申しますか、それをいただいているという状況です。その当時に契約がなされたと思います。例えば大規模修繕等を含めてあったと思います。今出てくるのは、地上デジタルのアンテナ工事といわゆるテレビ、客室も含めてのテレビの配置問題でございます。あの契約のどこにこのような備品購入、強いて言えばテレビなんていうのは消耗品に近い部分だと思うのですけれども、町でお金を出して購入しなければならない理由というのは何なのだろうかと。今までグリーンピアにおいても修理いろいろされています。要するに営業上これがなければ、これが故障してしまえば非常に支障を来すといえますか、営業すらできない部分になってしまうという部分の提案だったと私は認識しております。それで、今回はちょっと異質なのです。ですから、契約上のどこの条項でこういう出費がなされるのか、そしてこれが妥当なのかどうなのか、そしてこの要望というのはどういう段階を経て今計上されてきたのか。流れですね。このことについてまずお聞きしたいと思います。

○企画振興課長（伊藤 昇君） お答えいたします。

まず、契約の状況でございますけれども、不動産賃貸借契約の中には備品等の修繕という部分では記載はございません。ただ、このたび国の地上デジタルの施策に伴いまして本年、23年7月24日で現在使用しているアナログテレビでの受信ができなくなるということがございました。その関連で、営業面に支障を来すということから、これは契約条項の中で17条に協議事項がございます。その中で、契約当初予測のできなかった状況につきまして、その協議事項の規定に基づきまして協議を図りまして森町で整備をするということにしたものでございます。これは、昨年要望がございまして、その旨検討をしましてこのたびの予算の状態ということになったものでございます。

以上でございます。

○2番（堀合哲哉君） 要するに契約条項ではないのですね。結局話し合いによって、そ

ういう要望あれば受けましょうということなのですね。いいのだらうかというのが1つあります。これを許してしまえば、ほとんどの要望を聞かざるを得ないと、そういうものだと私は思うのです。たまたま交付金が来たからという段階では済まない話になる。だから、契約というのは契約条項どおりやるというのが基本だと。ただし、過去の、もう長年たっているわけですから、そういう部分での傷みが激しいところは、これは町がそのの経営者が今傷めたものでなければ、これは考えてあげると。だけれども、テレビなんていうのは、先ほども言いましたが、消耗品です。佐藤町長は日ごろ言っています。企業努力が足りないと。やっぱり努力してもらわぬとだめです。

それで、お聞きしたい。同僚議員、前本議員が濁川地域について、難聴対策を何とかとってくださいよと。余りいい返事ありませんでしたね。それが1つ。それから、もう一つ、地デジによって低所得者は地デジのテレビ買うのも大変だという人いるのですよ、やっぱり。生活保護世帯は、チューナーというのですか。あれを無料で設置してあげると。でも、チューナーをつけても何か余り映りよくないそうですね。でも、何とか支障ない。でも、困っている方というのは生活保護者だけではないのですよ。だから、基準からちょっと外れる人だって生活大変でしょう。そういう方に町として何とかしてあげようなんていう提案、今までなされたことない。ところが、グリーンピアでしょう。私、考え方が違うのではないかと。もしこのお金があるのなら、難視聴地域の解消と、それと困ってテレビ買えない、地デジ対応できない家庭に助成するとか、そういうお考えにはならないのですかね。私は、その比較からして今回のこのグリーンピア大沼へのテレビの購入部分については再度再考すべきだと、このように思っていますが、ぜひお答えをいただきたい。どうですか。特別職の答弁ではないかと私は思うのだけれども、どうでしょうか。

○町長（佐藤克男君） 今伊藤企画課長のほうから話がありましたように協議事項にないものについて、この地上デジタルということについては契約時には考えられなかった事項でございます。その中で浮き上がってきて、今テレビを見ているアナログ対応のテレビについては今年7月からですか、デジタルになりますと、見れなくなりますよということが文字で出てくる状況にあります。そして、このグリーンピアというのはホテルでございます。観光用のホテルで外国からも来ております。また、そういう中においてこのテレビというのは、デジタル対応のテレビというのは必要なことでございます。もう議員の皆さんのおうちでも、国民の8割以上はもうそれをデジタルにしているということがテレビ等で放送されておりますし、この森町でも8割以上の方がもうデジタル対応になっておるはずでございます。また、濁川についてはその7月の放送開始に当たって、これはすべての家がデジタルで見れるようなことになるわけでございます。そして、このグリーンピア、国民のほとんどの方がこれをデジタルで見ているにもかかわらず、ホテルにしたらいまだにアナログだったということでは、大変これは客商売にも影響があると。そして、今堀合議員のお話では消耗品ということでございますけれども、今このグリーンピアについているテレビも十数年たっている消耗品とは言えない、消耗品というのは1年ないし2年で廃

棄して新しいものにかえるのが消耗品だと思います。そういう意味において、このデジタルテレビというものに対応することは、大家さんとしてはごくごく当たり前のことだと、私はそのように思っております。ですから、これらについてはこのホテルに泊まりに来た人に不便をかけない、そういう意味でも必要なものだと、そのように認識しております。

以上でございます。

○2番（堀合哲哉君） 全然気持ちが伝わってこない。今大家さんだから当然だと言ったのです。そうしたら、町営住宅もみんなデジタル化したらいかがですか、町で。大家と言うのなら、家賃いただいているのだから、テレビつけてあげなさい。違うでしょう。ですから、今濁川のお話もされましたけれども、見ることは見れるかもしれないけれども、見るためにはさらに濁川以外の地域で見ると条件違うの。さらに負担が伴ってくる。ですから、そういうところを行政で見ると見ないのかということがこの行政、町民のためにやっているのかやっていないのかというものの一つの別れ道にもなってくる。先ほど消耗品でなくて備品だとおっしゃったのかもしれないけれども、でも佐藤町長は日ごろから言っているのは企業努力するのだということでしょう。企業が努力してテレビを買えるぐらいの営業収益を上げなさいと、それは努力なのだと言っていたのではありませんか。急にテレビ、テレビ買ったなら、ベッド壊れたらみんな直すのですか。そんなばかな話ないでしょう。ですから、これは企業にきちっと努力してもらおうというのが当たり前の話でしょう、テレビ。ですから、その辺ほかの施設、デジタル化しているのですか。抜けているところありませんか。お話聞いているとありますよ。結局一部分でそうやって残るところは残してしまうというやり方がやっぱりあるのです。台数が多いからかえてやるなんていう話ではないの。その辺考えると、これどうですか。これ再度提案し直したらいかがですかと私は思うのですが、これどこまでいったらグリーンピアというのは、絶えず話し合いで町がお金あればどんどん出してあげるといふことなのだろうか、その辺聞いておきたいです。お願いします。

○町長（佐藤克男君） よくデジタルの意味を堀合議員、意味もおわかりになっていないのだと思います。民間は、ですからデジタルになったら我々と同じように、森町の町内にいる人と同じようなテレビを見れるようになるのです。

（「見るから、それらに負担がかかるんだ」の声あり）

○町長（佐藤克男君） ですから、役場でもそれに対する負担をすることになっているのです。ですから、そういうことをよく理解してもらいたいと思います。

それと、このグリーンピアについては、さっき町営住宅という比較をしていましたけれども、これは町営住宅とグリーンピアは違うのです。グリーンピアはホテルなのです。そういうことをよく認識して、そういうことを認識した上で質問していただければなど。私は、これは再考する必要は何もないことであって、議決を諮ったらよろしいのではないのでしょうか。

以上でございます。

○21番（前本幸政君） 今町長のお言葉で大変失望しました。今堀合議員のほうから、いろんなお話で濁川のお話が出ましたので、若干ちょっとお話をさせていただきたいと思えますけれども、私もこのグリーンピアの地デジのアンテナの設備についてちょっと質問したいなと思っていました。

昨年の12月いっぱいまでに見えない地域は補助しますから手を挙げなさいと、挙げなかったらもうその補助は当たりませんよということで、3月の段階に私は一般質問をしました。難視聴の地域だから、こういう施設を建てた場合は地元負担もあり得るというようなお話ですから、その部分は町で見てもらえないかというような質問をしたのですが、そのときに町長の答弁ではセーフティーネットが原則と言って、支払い能力のある人は払いなさいよと、ない人は町で見ますよと言ったのですけれども、そのお話も町内会でもしました。やっぱり独居老人も、たくさんの方が支払い能力がないといえども払えませんという人はだれもいないのです。結局どこに払うか払わないかという線引きができないということで、どっちにしても町内会でみんなこぞって共聴組合をつくって、負担あってもテレビが見れなくなるからやっ払いこうということで今進めているのですけれども、その中で金額がはっきりしましたので、ちょっと申し述べたいと思います。工事総額が約2,790万、これ大体確定しました。12月の議会でも通りましたけれども、国庫の補助金が国からの助成が約1,400万、それからNHKの負担が約600万、そして地元の負担金が約80万を私たちも含めて100軒の戸数でこれを払っていかなければならない。そのほかに10年に1回、受信機が壊れますから、200万の機材を先におきなさいよと。10年に1回受信機壊れるから、注文した段階では3カ月かかるから今から買っておきなさいという説明でした。そういう機材、電気代、それから電波使用料その他を含めまして80万以外に50万かかると言いました。ですから、初年度は80万プラス50万ですから130万、次年度から永遠に50万を払っていかなければならないのです。これは、濁川の人が増えていけばいいのですけれども、確実に減っていきます。ですから、残った人たちがこの50万円をずっと払い続けていかなければならないのです。それでもテレビが見れなくなれば困るから、払ってでもいいから共聴アンテナを立てていこうということで進めているのですが、そのやさきにこのホテルに受信アンテナの工事350万、あげくの果てにはテレビが800万、町長の答弁でも町も負担していますと言っていましたけれども、一円も負担はされておられません。ですから、こういうようなお話があるのであれば本当に第一優先して、私はやっぱり今でもこれは自治体で見なければならぬものだ。一般質問で言いました。濁川の納税率は高いです。ということは、税金について理解度が高いですから、こういうときには使ってもらえるものだと思っているのが地元の考えなのです。ですから、ここで今日わかった、そうするという、何もいいのですが、今後やっぱりどういう形であろうがそういう方向、こういう提案をしてくるのであれば優先順位はもう少し考えていただきたいものだと思います。

以上です。

○町長（佐藤克男君） 濁川の町内会長と、それからこの共聴アンテナの係をやっている

方お二人で私のほうに来ました。そして、ご要望がありました。それについて私は、支払い能力のない方、それからまたは引っ越してもう今は既にはいない方がいるのです。そういう人も1世帯としてカウントしていると、そういうことでこの費用が困っているのだと。そういうところについては、町でそれは負担しなければいけないでしょうと、それは町で持たせていただきますよということで100%町内会長と、それから来た方には報告、その旨で役場のほうとしては考えますよということで答えて喜んで帰っていただきました。その後、私のほうには要望も何もございません。ですから、私は濁川の方たちは喜んでいただいているのだなど、そのように思っております。

また、濁川の納税率も高いというお話ですけれども、よく見ていただければわかるように道路についても濁川については格段の配慮、助成などではしているのではないのでしょうか。私は、そういうことを考えていただければ、濁川の方たちにとっては決して悪い話ではなかったというふうに思っております。また何かあれば、そういう要望があれば、町内会長を通じてご要望があればお話を聞くことについてはやぶさかではないと、私はそのように思っております。

以上でございます。

○21番（前本幸政君） わかりました。それでは、また再度町長室に町内会会長さんをお願いしまして要望させていただきますので、よろしくをお願いします。

○19番（西村 豊君） グリーンピアのテレビの件なのですが、先ほど堀合さんも言っているようにテレビ、これやはり見直ししたらどうかなというのも一つなのですが、なぜといたら僕らも、うちもホテルやっています。これほとんどが自分のお金でもって取りつけているわけです。それで、お金がないものですから、こういうやり方をしているのです、僕らは。業者にテレビをつけてくれということで、例えばちょっと例を出しますけれども、八雲のホテル、約50台今入れかえをするのです。そうすると、やはり1,100万かかるのです。そうすると、お金がありません。お金がないものから、テレビのカードがあるのです。見るカードがあるのです。あれの販売をさせてくれと。その販売の利益でもって支払いするのです。それが全部業者持ちなのです。そして、10年間リースを組むわけです。リースといっても僕らは別にリスクをしょうわけでないのです。それは、全部業者がリースを組んで、業者のほうでリスクをしょうわけなのですが、カードを売ってそれで返済するというのを今やっているわけです。ですから、ただ地デジになっても僕らはホテルですから、泊まってもらっているお金の中にテレビのお金というのは入っていませんけれども、ほかの……今日中谷さん来ていますけれども、テレビの分としてはもらっていませんけれども、営業努力でテレビを設置するには営業努力しているわけです。ですから、その中にテレビ代等はもらっていませんけれども、入っているわけです。ですから、グリーンピアも営業努力して、今1泊幾らで泊めているかは知りませんが、その中でやはりやってもらいたいと。

それで、ただ僕はこれがあると思うのです。グリーンピアも永久的な契約でないと思う

のです。3年なのか5年なのかわかりませんが、そうなるとグリーンピアは買えないと、つけないということになると思うのです。契約が20年も30年もあれば別ですよ。テレビは10年ぐらいもちますから。その間、間違いなくグリーンピアに貸しますよという契約をするのであれば、これはグリーンピアで取りつけしてもらわなければだめだと思います。先ほど言うようにテレビも営業の中の一つですから、設備ですから、ただ2年よりありませんよ、3年よりありませんよということであれば、町が大家ですから、僕はこれは取りつけるべきだと思っています、町が。ただし、グリーンピアが契約している間は月幾らでもってもらいますよということにしたらどうでしょうかと思いますが、どうですか。

○町長（佐藤克男君） さすが西村議員だと思います。いい提案ですから、それはちょっと交渉してみたいなと思います。

○19番（西村 豊君） 約10年組めば10万ぐらいだと思うのです、月々の。ですから、グリーンピアもそれなら納得すると思うし、町民も今1,100万かかるのだよと言ったら、えっ何とみんな言っているわけです。堀合さんが言うように困っている方もたくさんいるし、もし町で大家であれば町営住宅にも取りつけなければならなくなる。ですから、契約の間だけでもグリーンピアさん払ってくださいよということで、ぜひお願いします。

○7番（宮本秀逸君） ワクチン接種についてちょっと確認させていただきたいと思いますが、11月に国のほうで助成しますという話が出たから、これ半額を助成しますというこの内訳額が出てございます。希望して接種するというのが基本になろうと思うのです。希望する方に接種するというのが基本になろうと思うのです。ということは、希望しない人もいるかもしれませんし、それから既に接種しているという方もいるかもしれません。そこら辺の内容、内訳等について、例えば学校とか保護者とか、そういった現場の方たちとのやりとりがもう既になされていてこういった数字がはじかれたのかなというのが1つと、できれば100%接種していただきたいというのが私ら第三者から考えても希望なのですが、拒否をした場合にどういう対応を考えていらっしゃるかということです。今年度に1回目をやって、それから子宮頸がんについては来年度2回やりますということなのですね。そうしてヒブと、それから小児用肺炎球菌につきましては対象範囲を子供たちのどの年齢層に予定されているのかということ、それからその時期を、接種時期をいつころに考えていらっしゃるかということ、3点ほどでしょうか、4点になりますか、お伺いしたいと思います。

○保健福祉課参事（成田研造君） まず、周知方法でございますけれども、子宮頸がんワクチンにつきましては今年度は中学校3年生を対象に、多分受験後の受診というのが、接種希望というのが出てくるのかなというふうな想定がされますけれども、中学校の3年生には個別周知をいたします。それから、ヒブと肺炎については広報2月号で周知をしたいというふうに考えております。

それと、拒否ということなのですが、この接種については任意接種でございますので、手を挙げた方が接種をするということになります。対象につきましては、2年間の事業で

今考えておりました、まず子宮頸がんワクチンにつきましては中学校1年生から3年生まで、子宮頸がんワクチンについては6カ月で3回接種をすることになります。したがって、本年度受けている中学校3年生は来年高校1年生になるわけですが、2回目、3回目も接種できると。ヒブと小児用肺炎球菌ワクチンにつきましては、2カ月から5歳未満まで接種回数はそれぞれ異なっておりますので、他の接種、予防接種の期間と照らし合わせながら接種すると、このような流れになると思います。これにつきましては、子宮頸がんワクチン、ヒブ、肺炎球菌ワクチン、これはすべて全額助成というふうに考えております。

それと、これからの流れなのですが、ヒブと肺炎球菌ワクチンについては広報で周知されて、それぞれの方が医療機関で接種をするということになるわけですが、接種期間につきましては函館医師会、渡島医師会、それと町内の医療機関さん等事前の協議をしながら進めておりました、それぞれ接種をしていくと、このような流れになります。

以上です。よろしいでしょうか。

○7番（宮本秀逸君） 恐らくそんなにはないだろうと思いますが、拒否したときにそれはそのままの形になってしまうのか、あるいはもう少し啓蒙されるのかというようなことが1つと、それからこれは確認ですが、今年度中学3年生やりますので、来年は3学年追加してやるという話になりますので、合計22年度、23年度で4学年分をすべて対象にされるということですね。これは確認ですけれども、いかがですか。

○保健福祉課参事（成田研造君） 周知方法ですが、広報等、それから各健診ごとにヒブ、肺炎球菌ワクチンについては周知をしまいたいというふうに思っております。これは、予防接種法に基づく定期接種、義務接種ではございませんので、任意接種だということで、例えば健康被害の場合も法に基づくものではなくて、当然それは町の賠償保険で適用するとか、そういうような内容でございます。したがって、接種というのはあくまでもさまざまな副作用の問題を抱える保護者の方もいらっしゃいますし、そういうところについては慎重な判断をしながら接種をする方もいらっしゃると思います。したがって、そこについては強制的な接種をなさいということではなくて、あくまでも医療機関の先生なりに相談しながら、ケースによっては出てくるということも考えなければと思います。

それと、子宮頸がんワクチンにつきましては、中学校1年生から3年生までを対象に考えておりますけれども、今年度は中学校3年生の女子のみと。したがって、この3年生は来年高校へ入った場合には2回目、3回目を接種できると。来年度から中学校1年生、今の小学校6年生を含めた今の1年生、2年生、この方については3回の接種で効力を発するということになりますので、対象とすれば今の小学校6年生から今の中学校3年生までと、4学年が対象になると、このようなことでございます。

以上です。

○議長（野村 洋君） 10時55分まで休憩いたします。

休憩 午前10時43分

再開 午前10時55分

○議長（野村 洋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎動議の提出

（「議長、2番」の声あり）

○2番（堀合哲哉君） 休憩の動議を出したいと思います。今議案第1号を審査中ですが、この議事の進行について議会運営委員会を開き審議をしたい事項がございます。よろしく議長のほうで取り扱いをお願いをしたいと思います。休憩をしていただきたい。お願いいたします。

○議長（野村 洋君） 今堀合議員からこのような意見出ましたけれども、賛同の方いらっしゃいますか。

（「賛成」の声あり）

○12番（杉浦幸雄君） 今緊急の動議を出されましたけれども、中身がわからないので、できれば若干でもいいですから中身を説明していただきたいと思います。

○2番（堀合哲哉君） 物すごく深い中身ということをここで話すつもりございません。今議案第1号を審査をしながら、今後の進め方の問題がございますので、議会運営委員会を開いてこれからの議事の進め方について決めていく必要があるのでないのかということでは私は緊急動議を出しました。これは、休憩でやっていただきたいということでございます。不備でございますか。

○議長（野村 洋君） 今堀合議員からこのような説明ありました。どうですか。皆さん方、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） それでは、賛成の方が多数いらっしゃいますので、そのように取り計らいをしたいと思います。

それでは、どちらにしてももうお昼になりますので、午後1時まで休憩をいたします。

休憩 午前10時57分

再開 午後 1時00分

○議長（野村 洋君） 休憩前に引き続き会議を再開したいと思います。

それで、休憩の後、議会運営委員会も開かれましたけれども、まず一般会計の議案第1号について、まだ質疑の最中がございますので、質疑をまず終わらせたいと思いますので、ほかに質疑のある方、挙手をしていただきたいと思います。ほかにございませんか。

○19番（西村 豊君） 1号議案の5ページの、これは多分森町ふれあいの森指定管理委

託に関する事なのですが、23年度、24年度で600万という予算が今回入っているのですが、これどこの分というか、その辺ちょっと説明していただきたいなど。

○生涯学習課長（中島将尊君） 質問にお答えさせていただきます。

これについては、砂原のパークゴルフ場の指定管理に係る部分でございます。

以上でございます。

○19番（西村 豊君） このパークゴルフ、予算を今回つけましたということは、去年と2年間受けたわけですね。どうしてもやっていけないということのことなのか、それともこれから23年、24年以降もこういうふうな予算をつけるのかということのもうなのでしょうか。実際に2年間やってどういう結果だったのですか、その辺ちょっとございますか。

○生涯学習課長（中島将尊君） お答えいたします。

指定管理につきましては、現段階では21年度、22年度、2カ年の指定管理ということで今年の3月31日に指定期間が切れるという形で現在2年間、23年度、24年度について指定管理を募集している最中でございます。

それと、過去のデータの関係なのですが、いろいろとうちのほうと、教育委員会としていろいろと事情等を聴取した結果、どうしても金額的に折り合いがつかないといいますが、収支の均衡が図れないということで、このたびの2カ年の指定管理者の応募に際しまして単年度300万を限度として支出する予定ということでございます。

以上でございます。

○19番（西村 豊君） 多分今まで21年、22年度の受けた業者は大変だったと思うのです。それでこのようにして予算づけしたのかなと思うのですが、これも今募集していますよね、たしか。そうすると、新規にやる人は300万もらえるから何とかなるのだろうけれども、では2年間やらせた業者に、これ応募しますから、条件のいいほうにはやらせるのだろうけれども、では今まで2年間やった業者が外れたら何だというような話にならないかい。そういうところ、どうなのだろう。今までやっていた人を優先的にさせるとか、そういう何かあるのかな。

○生涯学習課長（中島将尊君） その件についてお答えいたします。

あくまでも選考する段階でいろんな要素がございます。その1つとして、当然今までの経過等を踏まえながら設定していくということになりますが、あくまでも指定の選定委員会に諮ってその辺の状況を説明しながら協議して決定していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○11番（坂本 元君） 9ページ、お願いします。先ほどから質問が出ているところなのですが、まず1つ目がグリーンピア大沼のデジタル機器のアンテナ設備工事というのは、どの程度までの放送受信できる機器を想定しているのか。それと、下の800万のデジタル放送対応機器、これについても教えていただきたい。

それと、その下の13委託料のところの町史デジタル化業務委託料というところ、126万予

算づけしてありますけれども、町史のデジタル化ということになると文書で最終的に残るのか、それともそのほかの状態なのか、そのところの3カ所をお願いいたします。

○総務課長（片野 滋君） それでは、私のほうから財産管理費に計上してございますグリーンピア大沼の関係を答弁させていただきます。

まず、アンテナでございますけれども、現状ホテルに設置されているアンテナというのは、通常子どもが家庭でつけるタイプでいいますとVHFアンテナ、これが現在設置されております。一般家庭では、今まではVHFのアンテナとUHFのアンテナ2つが存在していると思うのですが、立っていると思うのですが、こういう大規模な大きな施設においては総合的に受信するアンテナはVHFと聞いております。ですから、現状のアンテナの中においては、地デジ対応はアンテナはUHFでございますので、現状の中では受信できないということからアンテナについては完全に取りかえが必要という状況になってございます。

それと、デジタル放送対応機器でございますが、資料にも提出してございますが、現在ついているテレビを対応する現在の液晶テレビに、地デジ対応液晶テレビに変更しようとするものでございまして、型番でいいますと通常21型で設置されているものにつきましては26型のほうにかえるという考えでございます。総合的な台数については26型については110台、特別室に設置されている32型については対応型については40型になっておりますので、40型を2台と。総体で112台のテレビを導入したいと、このような内容でございます。

以上でございます。

○社会教育課長（澤口幸男君） 委託料の町史デジタル化業務の内容についてご説明いたします。

これにつきましては、森町史、それから砂原町史については、砂原町史については平成17年に発行されておまして、そして森町史については発行されてからも数十年たっております。そんな中で、紙でございますので、資料の破損、劣化が激しいものでございます。そういう中で、新しい表現の実現ということでCD化にして今後町民に手軽に閲覧できるようにしようとするものでございます。

以上でございます。

○11番（坂本 元君） グリーンピア大沼のデジタル放送の件なのですが、ちょっともう少し知りたいのですが、BSだとかCSについては受信できる体制に持っていくのか、そのところをもう一度お願いします。

それと、町史の件なのですが、CDの中のファイルの状態はどういう状態で残っているのか、最終的に残るのか。例えば文書の形式で残すのか、それとも映像の形式なのか、その辺だけ教えてください。

○総務課長（片野 滋君） お答えいたします。

BSだとかCSが受信できるかということでございます。先ほど言いましたとおり、アンテナについてはUHFを受信できるアンテナに総合的にかえるということで、それで受

信の内容でございますけれども、通常見る範囲の地デジ番組、それとBSの番組、これに限られた内容でございます。CSについては想定されてございません。

以上です。

○社会教育課長（澤口幸男君） お答えいたします。

文書にして残すものでございます。

以上でございます。

○6番（加藤玲子君） 5ページなのですが、第3表に債務負担行為補正というのがございますが、この中に広報紙印刷にかかわる債務負担行為、これ平成23年度と。今までこういうのはなかったような気がするのですが、なぜここにこの広報印刷にかかわる債務として出てきたのかちょっとお知らせください。

○企画振興課長（伊藤 昇君） お答えいたします。

これにつきましては、23年4月号の広報発行をするために、4月の初めに広報は発行するということになりまして、3月に契約が必要なことから債務負担行為をお願いしているところでございます。

○7番（宮本秀逸君） 今の5ページなのですが、先ほど砂原のパークの件で説明がありましたが、今現にほかにも指定管理やっている施設がございますね。年度途中だと思うのですが、そういったところが例えば経営的に大変だというようなことになった場合に、こういう同じような考えでいかれるのかどうかということをお聞きしたいのですが、そういう思いがあるかどうかということをお聞きしたいのですが、例えば、ちゃっぷ林館の件なのですか。

○副町長（増田裕司君） 債務負担行為に関連して、ちゃっぷ林館の場合と今般提案をしているふれあいの森との関連についてお問い合わせだと思います。それぞれ条件が違いますので、こちらに提示した内容で公募をして、審査をしてということでございますので、それぞれ案件によって違いますので、赤字だからすぐ補てんをすとかということではなくて、やはり出足から検討した中でそういう問題が発生してくれば委託料をつけてと、あるいは経費はこのくらいだということを想定をして公募するという形になりますので、このふれあいの森については先ほど中島課長のほうから申し上げたとおりで、ちゃっぷ林館につきましては契約行為を既に終えておりますので、その次の段階において判断されるものということで、今の時点では破綻をすとか赤字でどうしようもないという話は聞いておりませんので、業者が頑張りますとおっしゃっていただいておりますので期待をしているところでございます。

○2番（堀合哲哉君） 商工観光課長にお聞きしたいのですが、前回はプレミアムつきの商品券を発行しました。いろんな反省とか、いろいろ踏まえてあると思うのですが、1点だけで結構です。経済効果と申しますか、前回と比較しながら経済効果というのはどのくらい望まれるのだろうかというふうな、その1点について課長の見解をお聞きしたいと思っております。

○商工労働観光課長（金谷孝己君） お答えいたします。

正式には言われております費用対効果、経済波及効果、数字的にはきちっとしたものは数字的には出ておりません。ただし、一昨年、前回の実績を申し上げますと約70%が日常商品に係る部分の充当となっております。要はスーパー、大型店での消費ということになっております。あとの30%が町内の小売業、それからサービス業の分の使用となっております。簡単ですが、よろしいでしょうか。

○議長（野村 洋君） ほかに質疑ございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑は終了いたしました。

◎動議の提出

（「議長、動議」の声あり）

○議長（野村 洋君） どのような動議でしょうか。

○4番（黒田勝幸君） 今回補正で出されておりますグリーンピア大沼のかかわりで、デジタル放送のアンテナ設備工事及びテレビ購入についての動議でございます。修正動議です。

○議長（野村 洋君） よろしいですか。

（「賛成」の声あり）

○議長（野村 洋君） それでは、賛同者がおりましたので、これから皆様にただいま黒田議員から出されました修正動議について、その扱いをいかがいたすか採決をいたしたいと思えます。

この採決については起立で行います。

ただいまの黒田議員の提出された修正動議について、ただいまの修正動議を採決することに賛成の方は起立をお願いしたいと、そのように思えます。まず、修正動議に賛成の方、扱いをいいか悪いか。

（起立多数）

○議長（野村 洋君） 起立多数でございます。

それでは、暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時24分

再開 午後 1時25分

○議長（野村 洋君） 休憩を解いて会議を再開いたします。

ただいま議案第1号に対しては、黒田勝幸君ほか6人からお手元に配りました修正の動議が提出されました。したがって、これを原案とあわせて議題とし、提出者の説明を求めます。

○4番（黒田勝幸君） それでは、提案説明をさせていただきます。

グリーンピア大沼地上デジタル放送対応アンテナ設備工事並びにテレビ購入の件でございますけれども、この2点につきましては当町の町民目線や町民世論になじむものではありません。これらさまざまな情勢を考えたとき、十分な議論、討論、理解がされずに進められていることから、これらにかかわる予算を認めるわけにはいかないと、こういう考えから修正案を提出した次第でございます。多くの議員各位のご理解をお願いするものでございます。

以上、趣旨説明を終わります。

○議長（野村 洋君） 提出者の説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ございますか。

○7番（宮本秀逸君） 提案者に伺います。先ほどの午前中の質疑の中で、西村議員からの発言に対して町長から前向きに検討したいというお話がございました。その中身についてはまだ公表されていないわけでございますけれども、そういった町長からの修正をうかがわせるその内容等を考慮した形での今回の提案でございましょうか、そこら辺を伺いたいと思っております。

○4番（黒田勝幸君） 宮本議員の質問にお答えいたします。

午前中にいろいろこの件につきましては質疑もございまして、町長の答弁もございました。まさに今宮本議員が言われたとおりに、やはり町長も我々の質問に対しましてすごくご理解のある、違う角度から考えると、そうだなというような前向きな答弁もありましたので、あえてこのような形にさせていただきました。

それと、あわせてこれは2点になっております。1点目は、アンテナの設備工事でございます。1点は、テレビの購入でございます。これは、私は全部が全部だめだなんて言うておりません。これから恐らくこれが決まると、理事者のほうでグリーンピアさんのほうと再度話し合いすると思うのです。これアンテナなければどうにもならないので、この部分はいたし方ないのかなという考え方も一部あります。そういうようなことで、そういうことも含めて先方と協議していただきたいと、そういうことでございます。

以上です。

○議長（野村 洋君） ほかに質疑ございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論はございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

ただいまの議案第1号 平成22年度森町一般会計補正予算に対する修正案について採決を行います。

まず、本案に対する黒田勝幸君ほか6人から提出された修正案につきまして採決を行います。

採決は、起立採決にて行います。

お諮りします。修正案を決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(野村 洋君) 起立多数であります。

よって、修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決をいたします。

これも起立採決にて行いたいと思っておりますけれども、お諮りいたします。修正議決部分を除くその他の部分については、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(野村 洋君) 起立多数でございます。

よって、修正議決した部分を除くその他の部分については原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第1号は、先ほどのとおり可決されました。

◎日程第4 議案第2号

○議長(野村 洋君) 日程第4、議案第2号 平成22年度森町介護サービス事業特別会計補正予算(第4号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○さくらの園・園長(釣 隆吉君) 議案第2号についてご説明申し上げます。

本案は、平成22年度森町介護サービス事業特別会計補正予算の第4回目でございます。

既定の歳入歳出予算の総額に522万円を追加し、歳入歳出それぞれ2億1,753万7,000円にしようとするものでございます。

歳入歳出一括ご説明いたします。事項別明細書の6ページ、7ページをお開き願います。歳出の款1総務費、項1施設管理費の目1一般管理費、節11需用費の修繕料でございます。522万円は、さきに一般会計のほうでもご説明がございましたきめ細かな交付金を活用いたしまして、さくらの園施設内の非常灯、誘導灯の取りかえ修繕と受電変圧器設備の改修をしようとするものでございます。ともに経年劣化によるものでございます。なお、この財源には4ページから5ページの歳入の繰入金をもって充ててございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長(野村 洋君) これから質疑を行います。

事項別明細書4ページから7ページ、歳入歳出一括で行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 質疑を終わります。

討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第2号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第4、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第3号

○議長（野村 洋君） 日程第5、議案第3号 平成22年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○病院事務長（大久保善之君） それでは、議案第3号についてご説明いたします。

平成22年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算の第4回目の補正となるものでございます。

第2条、業務の予定量を次のとおり追加補正するものでございます。（4）、建設改良事業、医療機器及び除雪機を購入するものでございます。

第3条、平成22年度森町国民健康保険病院事業会計予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入の部、第1款資本的収入、既決予定額7,100万8,000円に1,233万7,000円を補正し、8,334万5,000円にするものでございます。

支出の部、第1款資本的支出、既決予定額1億3,045万1,000円に1,233万7,000円を補正し、1億4,278万8,000円とするものでございます。

続きまして、2ページをお開き願います。事項別明細書によりご説明いたします。収入、款1資本的収入、項2出資金、目1出資金、補正予定額1,233万7,000円は医療機器及び除雪機の購入であり、平成22年度きめ細かな交付金を活用するものでございます。

支出、款1資本的支出、項1建設改良費、目1有形固定資産購入費、節、器械及び備品購入費1,233万7,000円は、半自動除細動器、血液ガス分析装置、医用テレメータ、超音波診断装置の医療機器及び除雪機の購入でございます。医療機器等の詳細につきましては資料を提出してございますので、参照願いたいと思います。

以上でございます。ご審議のほどよろしく願いをいたします。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。

事項別明細書2ページです。収入、支出、一括で行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第3号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第5、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

◎休会の宣告

○議長（野村 洋君） これをもちまして本定例会1月会議に付議されました議件の審議は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成23年第1回森町議会定例会1月会議を終了いたします。

休会 午後 1時38分

以上会議の顛末を記載し、その誤りのないことを証するため、
ここに署名する。

平成23年1月31日

森町議会議長

森町議会議員

森町議会議員